

令和5年第34回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年1月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分から午後2時07分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第34回 美幌町農業委員会総会
令和5年1月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	議案第146号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 6	議案第147号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 7	議案第148号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第149号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第150号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第151号	現況証明願について
日 程 第11	議案第152号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第12	協議第12号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第34回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号14番 日並洋委員、同じく議席番号15番 中村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり議案7件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、議案第146号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号76号。
事 務 局	内容番号76号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を規模縮小に伴い、他者に賃貸するため合意解約したものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年4月21日から令和9年4月30日までの5年間、合意解約年月日は令和5年1月6日、土地引渡日は令和5年1月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号76号は適当と認めます。 内容番号77号。
事 務 局	内容番号77号についてご説明致します。本件は農地法3条で使用貸借していた農地を他者に賃貸するため合意解約したものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案4ページをご覧ください。契約期間は令和4年12月21日から令和14年12月20日までの10年間、合意解約年月日は令和5年1月6日、土地引渡日は令和5年1月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号77は適当と認めます。 議案第146号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第147号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。
	内容番号260号から261号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番号261号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。
	（〇〇委員 退席）
事 務 局	今月の案件は全6件で内容につきましては売買が2件、再貸付が3件、新規の賃貸借が1件となっております。
	それでは内容番号260号と261号について一括ご説明致します。参考資料は2ページと3ページをご覧ください。また、議案書の21ページには本件に関する農地転用計画書も掲載しておりますので併せてご覧ください。なお、本件は売買案件となっております。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年1月26日、代金の支払期限は令和5年1月27日、利用調整日は令和5年1月11日でございます。内容番号260号についてご説明致します。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号261号についてご説明致します。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。本件については土地の所有者からと〇〇からの双方の申し出により、農用地利用集積計画による売買となります。また、売買後は〇〇で農業用施設の建築を行うこととなっております。本来であれば、農地転用と所有権移転を行うため、農地法第5条の申請になるところですが〇〇は農業経営基盤強化促進法の特例があり、農業用施設用地として活用するならば集積計画による所有権や利用権設定を行うことが認められており、同時に土地の所有者からも売り手は〇〇、今回は〇〇との申し出もいただきましたので集積計画の作成に至ったところでございます。次に農業用施設の内容についてご説明致しますので議案の21ページをご覧ください。事業計画は〇〇㎡の土地におよそ〇〇㎡の貯蔵庫を2棟、〇〇㎡、残りの〇

〇㎡は通路及びコンテナ置場となります。貯蔵庫、コンテナ置場の位置図については参考資料3ページに記載のとおりですのでご覧願います。工事期間は土地造成が令和5年度に実施、貯蔵庫の建築は令和6年度と7年度の2か年計画となっており、貯蔵庫の建築につきましては国の補助金を活用する計画となっているため、国の補助金の採択を受ける必要がありますがこの手続きはこれから行うものと伺っております。なお、総事業費は現時点での見積りで約〇〇円となっております。以上、事務局からの説明となります。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号260号と261号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は売り手の〇〇さん、〇〇さん、買い手の〇〇からのそれぞれの申し出により売買するものです。また、売買後は〇〇が玉葱貯蔵施設を建設するものとなっておりますのでよろしく願います。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号260号から261号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長 内容番号262号から263号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号262号と263号について一括ご説明致します。参考資料は4ページから7ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年1月26日から令和15年1月31日までの10年間、利用調整日は令和5年1月10日でございます。内容番号262号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号263号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案8ページをご覧願います。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号262号と263号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、人参、玉ねぎ、大豆を作付けし、〇〇さんは法人化し酪農を営み、およそ100頭を搾乳しており、それぞれ意欲的に営農されていますのでよろしく願います。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号262号から263号は適当と認めます。内容番号264号。

事務局 内容番号264号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年1月26日から令和10年1月31日までの5年間、利用調整日は令和4年12月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号264号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号264号は適当と認めます。
内容番号265号。

事務局

内容番号265号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は先の議案第146号 内容番号76号で合意解約した農地で賃借人の変更に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年1月26日から令和10年1月31日までの5年間、利用調整日は令和5年1月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号265号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが借受していた農地でしたが規模縮小により合意解約したため、〇〇さんからの申し出により、あっせんを行った結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、菜豆、甜菜、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号265号は適当と認めます。
議案第147号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第7、議案第148号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号103号。

事務局

今月の案件は全5件で内容につきましては売買が2件、賃貸借が3件でございます。それでは内容番号103号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件は賃借人への売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料12ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

- 11 番 内容番号103号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は賃貸している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で玉葱、小麦、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月29日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号103号は適当と認めます。
内容番号104号。
- 事務局 内容番号104号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願ひます。本件は規模縮小に伴う売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
- 7 番 内容番号104号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は近隣で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは小麦と豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月16日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号104号は適当と認めます。
内容番号105号。
- 事務局 内容番号105号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願ひます。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
- 17 番 内容番号105号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんの農地について、近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で小麦と大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月16日、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番105号は適当と認めます。
内容番号106号から107号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

内容番号106号と107号について一括ご説明致します。参考資料は17ページと18ページ、20ページをご覧いただけます。本件は先の議案第146号 内容番号77号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から2年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号106号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧いただけます。内容番号107号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧いただけます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページと21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10番

内容番号106号と107号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小するため、〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ賃貸で借りるものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ60頭を搾乳し、〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月6日、鎌仲委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号106号から107号は適当と認めます。
議案第148号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第8、議案第149号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号15号。

事務局

内容番号15号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧いただけます。本件はカラマツ植林のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内の農用区域外、第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は〇〇㎡の土地に1,700本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和5年11月30日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号15号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この申請地は山林に囲まれた不整形な地形で生産性の低い土地のため、現地の状況からみてやむを得ないものであると12月22日、重清委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

議 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。 議案第149号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第150号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号6号。</p>
事 務 局	<p>内容番号6号についてご説明致します。参考資料は25ページと26ページをご覧願います。本件は後継者住宅建築のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。 土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は都市計画区域内の第1種農地でございます。転用目的は後継者住宅建築、計画の概要は住宅面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
4 番	<p>内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は既存の住居が手狭になっているため、〇〇さんの住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると12月22日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第150号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第151号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号55号。</p>
事 務 局	<p>内容番号55号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号55号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は現在、住宅や農舎の敷地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月22日、中村委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号55号は適当と認めます。 議案第151号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>

議 長 日程第11、議案第152号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。
内容番号32号。

事 務 局 内容番号32号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧いただけます。申出者は〇〇の〇〇、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案16ページをご覧いただけます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年1月6日、利用調整を行った時期が令和5年1月6日から令和5年1月20日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。
内容番号33号。

事 務 局 内容番号33号についてご説明致します。参考資料は31ページから33ページをご覧いただけます。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案16ページをご覧いただけます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年1月6日、利用調整を行った時期が令和5年1月6日から令和5年1月20日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。
議案第152号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第12、協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局 協議第12号についてご説明致します。本件は1月10日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が1件、農用地区域からの除外が2件、農用地区域の用途区分変更が1件でございます。なお、編入の案件についてはあっせん農地であり、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければならないため、今回、編入の手続きをとるものでございます。

それでは編入の内容番号15号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧いただけます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。続いて除外の内容番号16号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧いただけます。本件は先の議案第149号 農地法第4条許可申請の内容番号15号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は植林のためでございます。続いて除外の内容番号17号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧いただけます。本件も先の議案第150号農地法第5条許可申請の内容番号6号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は後継者住宅建築のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号10号につい

てご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件も先の議案第147号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の内容番号260号と261号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農業用施設建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第12号「美幌町農業振興地域整備変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これもちまして第34回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時07分